

転入届

市外から青森市へ引っ越ししてきた方へ 手続チェックシート

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	異動者	チェック	職員使用欄 総合窓口	手続	手続の際に必要なもの	よる 代理 手続に した ました	完了 した お 手続 して くださ い	後日 に	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
住所 異動	1 日本人の方	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した転入届出(特例転入)をされる方へ	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを提示していただく場合は、転出証明書は不要です。転出予定日から30日以内または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしないとカードが失効となり、特例転入及び継続利用ができなくなります。その場合は、前住所地で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。	転入届 住み始めた日から14日以内	(他の市区町村から転入する方) ①前住所地の市区町村から発行された転出証明書 ②届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等) ③異動する方のマイナンバーカード ④住民基本台帳カード(お持ちの方) ⑤委任状(代理の方が届出する場合) ※委任状は、転入後に同一世帯、転入前の世帯で世帯主だった方が届出する場合は不要。	可			駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	2 外国人の方	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した転入届出(特例転入)をされる方へ	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを提示していただく場合は、転出証明書は不要です。転出予定日から30日以内、または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしないとカードが失効となり、特例転入及び継続利用ができなくなります。その場合は、前住所地で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。		(他の市区町村から転入する方) 上記②③⑤の他に ⑥異動する方全員のパスポート ⑦異動する方全員の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑧異動する方全員の戸籍附票の謄本または戸籍附票の抄本 (戸籍、戸籍附票は本籍地でお取り寄せください。ただし、本籍地が青森市の方は必要ありません。)	可			駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	
					(国外から転入する方) 上記246の他に 7 異動する方全員の在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書(後日在留カードの交付を受ける方はパスポート)					

～以下は、転入に伴って必要となる手続です～

- ・★マークの手続は、住民異動届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。
- ・「代理人による手続」欄に「可」の記載がある手続は、代理人による手続が可能ですが、その際に必要となるものは手続により異なりますので、担当課へお問い合わせください。

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	代理人による手続に しました	完了 した	お手続き した 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
マイナンバーカード等	3	★ マイナンバーカードをお持ちの方	連絡票	継続利用手続 (個人番号カード券面記載 事項変更届) 転入届出日から90日以内 転出予定日から30日以内、または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに 転入の届出をしない場合、マイナンバーカードが失効します。この場合、マイナンバーカードで転出 の手続をした方は、前住所地で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。また、転 入の届出後90日以内に継続利用の手続をしない場合や継続利用の手続をしないまま他市区町村へ転出 した場合もマイナンバーカードが失効します。マイナンバーカードが失効した場合で、必要な方はマ イナンバーカードの再交付申請(手数料:カード800円、電子証明書200円)をしてください。	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可				
	4	★ マイナンバーカードで署名用電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)	連絡票	署名用電子証明書の発行 申請 (署名用電子証明書新規発 行申請書) 住所変更により署名用電子証明書が失効しますので、必要な方は手続してください。	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(6桁～16桁の英数字)	可				
	5	★ マイナンバーカードを申請中の方	配付		前住所地でマイナンバーカードを申請しており、交付を受けないまま転出してきた 場合、申請が取消となります。再申請を希望される場合は、受付職員にお申し付けく ださい。 ※15歳未満の方や成年被後見人の方の場合は、代理人による手続が必要となりま す。		一部 可		駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	6	マイナンバーの通知カードをお持ちの方	不要		令和2年5月25日から通知カードの記載変更は行っておりません。 (転入後はマイナンバーを証明する書類として使用できません。)		可			支所等
	7	★ 住民基本台帳カードをお持ちの方	連絡票		継続利用手続 (住民基本台帳カード表面 記載事項変更届) 転入届出日から90日以内 転出予定日から30日以内、または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに 転入の届出をしない場合、住民基本台帳カードが失効します。この場合、住民基本台帳カードで転出 の手続をした方は、前住所地で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。また、転 入の届出後90日以内に継続利用の手続をしない場合や継続利用の手続をしないまま他市区町村へ転出 した場合も住民基本台帳カードが失効します。住民基本台帳カードが失効した場合で、必要な方はマ イナンバーカードの交付申請をしてください。	○住民基本台帳カード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可			
8	★ 住民基本台帳カードで電子証明 書を利用している方 (e-Tax等を利用している方)	説明		住所変更により、電子証明書が失効します。住民基本台帳カードへの電子証明書の 新規発行は終了しておりますので、必要な方はマイナンバーカード(電子証明書を含 む)の交付申請をしてください。		可				

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	支所等	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	支所等	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
							支所等
国民健康保険	9	★ 印鑑登録を希望する方 ◆15歳未満の方、成年被後見人の方は登録 ができません。	印鑑登録申請 (印鑑登録申請書)	○登録する印鑑 ※印材や大きさによって登録できない印鑑があります ので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 ○官公署が発行した顔写真付き本人確認書類	可	駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	10	国民健康保険に加入する方	加入手続 (国民健康保険資格異動 届) 転入した日から14日以内	○資格喪失証明書等の社会保険等を喪失した日が確認 できるもの(前住所地で加入していた保険が社会保険 等の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出を した場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますの で、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493 支所等	
	11	世帯主として転入する世帯 に国民健康保険加入者がいる方	世帯主変更手続 (国民健康保険資格異動 届) 届出日から14日以内	○世帯全員分の国民健康保険証被保険者証 ○限度額認定証(お持ちの方) ○特定疾病療養受療証(お持ちの方) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493 支所等	
	12	転入先が施設または病院の方	説明	前住所地で被保険者証の発行手続を済ませた方は手続が不要です。手続を済ませて いない方は担当課でご案内いたしますのでお問い合わせください。	可		浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	13	妊産婦十割給付医療証を申請す る方 ◆申請及び支給は妊娠中または出産の翌月 末日までです。	待機依頼	交付申請 (妊産婦医療費受給資格認 定申請書)	○妊娠、出産の事実が確認できるもの(母子健康手帳等) ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合) ○認印(世帯主以外の方が申請の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照	可	
	14	前住所地で限度額適用認定証 または限度額適用・標準負担額 減額認定証をお持ちだった方	待機依頼	交付申請 (国民健康保険限度額適 用・標準負担額減額認 定申請書)	○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合) ○前住所地の所得(非)課税証明書(転入者全員分) ○認印(世帯主以外の方が申請の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343
15	前住所地で特定疾病療養受療証 をお持ちだった方	待機依頼	交付申請 (国民健康保険特定疾病療 養受療証交付申請書)	○前住所地発行の受療証または医師の意見書 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照	可		

後期高齢者医療制度

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よる 代理 し 手 続 に 関 連 し た 後 日 お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
後 期 高 齢 者 医 療 制 度	★ 県内から転入 前住所地で後期高齢者医療制 度に参加していた方		不要	県内市町村で既に後期高齢者医療制度に参加されていた方は、手続が不要です。 後日、新しい被保険者証等を担当課から送付します。				
	世帯主として転入する世 帯に国民健康保険加入者 がいる方	当日受付は 転記	3	待機依 頼	No.11と同じ手続が必要です。	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	県外から転入 前住所地で後期高齢者医療制 度に参加していた方	当日受付は転記	4	待機依 頼	加入手続 (後期高齢者医療障害認定 申請及び資格取得届) ○負担区分等証明書(持参している場合) ○加入する方の認印 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照 ※駅前庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異 動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとお わせて担当課へお持ちください。	可		
	県外から転入 65歳以上で一定の障がい があり、 後期高齢者医療制度に参加 する方	当日受付は転記	5	待機依 頼	加入手続 (後期高齢者医療障害認定 申請及び資格取得届) ○負担区分等証明書(持参している場合) ○加入する方の認印 ○障害の程度を証明するもの ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照 ※駅前庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異 動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとお わせて担当課へお持ちください。 障がい者手帳をお持ちの方は、駅前庁舎では障がい者支援課にて手帳の等級を確認 した後、国保医療年金課にてお手続となります。浪岡庁舎ではいずれも健康福祉課に てお手続となります。	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ↓ (等級が該当 する場合)	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113 ↓ (等級が該当 する場合)
	申請日が加入日となり、遡りはできません のでご注意ください。						駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
県外から転入された方で、限度 額適用認定証または・標準負担 額減額認定証をお持ちの方			待機依 頼	交付申請 (後期高齢者医療限度額適 用認定申請書または後期 高齢者医療限度額適用標 準負担額減額認定申請書)	○加入する方の認印 ○後期高齢者医療被保険者証(後日申請の場合) ○前住所地の所得(非)課税証明書(転入者全員分) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
県外から転入された方で、特定 疾病療養受療証をお持ちの方			待機依 頼	交付申請 (後期高齢者医療特定疾病 認定申請書)	○前住所地発行の受療証または医師の意見書 ○加入する方の認印 ○後期高齢者医療被保険者証(後日申請の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照	可		

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員総合窓口 使用欄	手続き	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た 後 日 お 手 続 し て お く た さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
21	<p>高齢・障害・遺族基礎年金を受給している方 (支給停止中の方を含みます。)</p>		待機依頼	<p>住所変更手続 (年金受給権者住所変更届)</p>	<p>○受給者の年金証書またはマイナンバーがわかるもの</p> <p>※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。</p>	可	<p>日本年金機構青森年金事務所 ☎017-734-7495 (音声案内 1を押した後2を押す)</p> <p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153</p>
22	<p>第3号被保険者で、年金をまだ受給していない</p> <p>第3号被保険者・・・ 厚生年金、共済組合の加入者に扶養されている配偶者</p>		説明	<p>扶養している方の勤務先で手続をしてください。</p>			<p>扶養している方の勤務先</p>	
23	<p>国民年金加入者の方(20歳から60歳まで)</p> <p>第1号被保険者で、年金をまだ受給していない</p> <p>第1号被保険者・・・ 自営業者、農業者・漁業者、学生及び無職の方とその配偶者</p>		不要	<p>手続は不要です。</p>				
24	<p>厚生年金等から第1号被保険者への変更の手続が必要な方</p> <p>職場の年金(厚生年金、共済組合)に加入していたが、離職し、年金に加入していない</p> <p>年金事務所で既に手続をした方は手続が不要です。</p>		待機依頼	<p>資格取得手続 (国民年金被保険者関係届書)</p>	<p>○加入者の年金手帳またはマイナンバーがわかるもの ○加入者の健康保険被保険者資格喪失証明書、離職票または雇用保険受給資格者証</p> <p>※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。</p>	可	<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153</p>
25	<p>職場の年金に加入している配偶者の扶養から対象外になった、または配偶者が離職した</p>		待機依頼	<p>種別変更手続 (国民年金被保険者関係届書)</p>	<p>○加入者の年金手帳またはマイナンバーがわかるもの ○加入者の社会保険資格喪失証明書、配偶者の離職票または雇用保険受給資格者証</p> <p>※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。</p>	可		
26	<p>国外から転入して、職場の年金に加入していない</p>		待機依頼	<p>資格取得手続 (国民年金被保険者関係届書)</p>	<p>○加入者の年金手帳(加入したことがある方) ○加入者の在留カード(外国人の方)</p> <p>※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。</p>	可	<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352</p>	

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員 使用 窓口	説明	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)	代理人 による 手続に しまし ました	お手 続し て後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
27	農業者年金を受給している方 または加入している方			説明	お近くのJ A青森で手続きをしてください。	可		お近くのJ A青森 (代表) 青森市農協本店信用部 ☎017-763-2013	
28	介護保険被保険者証をお持ちの方	転入先が施設の方	当日受付は転記	待機 依頼 7	介護保険被保険者資格取得 取得手続 転入した日から14日以内	可			
		前住所地で要介護・ 要支援認定を受けて いた方	当日受付は転記	待機 依頼 7	要介護認定の転入継続申 請(介護保険要介護・要支援 認定申請書) 転入した日から14日以内	可		駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑰番窓口 (介護認定チーム) ☎017-734-2308	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
	上記にあてはまらない方		不要	不要	手続きは不要です。65歳以上の方には、後日、担当課から新しい被保険者証を送付いたします。				
29	介護サービスについてご相談したい方			担当課	担当課へご相談ください。(介護サービスの内容や必要な手続等についてご説明します。)	可		駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑱番窓口 (給付チーム) ☎017-734-5362	
30	70歳以上で 高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)の交付を希望する方 ◆市営バス等を乗車1回につき100円で利用できる乗車証です。(雲谷地区の方は市営バスかJRバスを選択できます。)			担当課	交付申請 (高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)交付申請書) 交付を希望する方の ○氏名・生年月日・新住所が確認できるもの(健康保険証等) ○顔写真1枚(無帽、背景なし、タテ3.5cm×ヨコ2.5cm、6ヶ月以内の証明写真) ○前住所地での介護保険料の段階が確認できるもの(介護保険料額決定通知書等) ○交付手数料1,000円(介護保険料の段階により無料となる場合があります。) ※前住所地での介護保険料の段階が確認できるものがない場合は担当課へお問い合わせください。	不可		駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑲番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134

支所等は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員使用欄 総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ ら る 理 人 に よ り て す る 手 続 に お よ ぶ	し ま し た 後 日 お し ら せ て ま い ら し ま い た し ま い た し ま い た し ま い た し ま い た	お し ら せ て ま い ら し ま い た し ま い た し ま い た し ま い た	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
高齢者福祉 32	65歳以上で 高齢者の福祉サービスを受けた方 (一部、40歳以上で対象となる 制度があります。)		担当課	担当課へご相談ください。(福祉サービスの内容や該当となる要件についてご説明 します。)		可			駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑩番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
障 が い	障がい者手帳をお持ちの方 ◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳		担当課	住所変更手続 (身体障害者手帳変更 届) (愛護手帳(療育手帳)交付 等申請(届出)書) (障害者手帳記載事項変更 届・再発行申請書) 障がいの等級(程度)に応 じた本市の福祉サービスの 説明があります。	○障がい者手帳 ○手帳をお持ちの方の認印 (身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合) ○手帳をお持ちの方または保護者の認印 (愛護手帳の場合) ※身体障害者手帳および愛護手帳は、自署する場合は認 印は不要です。 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照 ※愛護手帳の手続の際は不要です。	可			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑩番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
	自立支援医療受給者証を お持ちの方 ◆更生医療 ◆育成医療 ◆精神通院医療		担当課	受給申請 (自立支援医療費(育成・ 更生・精神通院)支給認 定申請書)	○受給者の認印 ○受給者の健康保険証 ※受給者が国民健康保険や国民健康保険組合等に加入 している場合は加入者全員分が必要となります。 ○自立支援医療(更生医療)給付要否意見書(更生医療の 場合) ○身体障害者手帳(更生医療の場合) ○自立支援医療(育成医療)給付要否意見書(育成医療の 場合) ○特定疾病療養受療証(更生医療または育成医療の人工 透析の場合) ○受給者の年金受給額がわかるもの(更生医療または精 神通院医療の場合) ○自立支援医療受給者証(精神通院医療の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照	可			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑩番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
	35	特別障害者手当を受給している 方		担当課	受給申請 (特別障害者手当認定請求 書)	○受給者が受けている年金の証書 ○受給者と扶養義務者の所得課税証明書 ○受給者名義の普通預金通帳 ○受給者の認印	可			
	36	経過的福祉手当を受給している 方		担当課	受給申請 (氏名住所変更届)	○障がい者手帳(お持ちの方) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照	可			

障がい(手当・障害福祉サービス・医療費助成)

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 使用 窓口	総合 窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に よ り し ま し た お 手 続 し て お 手 続 し て 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
37	障害児福祉手当を受給している児童			担当課	受給申請 (障害児福祉手当認定請求書)	○受給者名義の普通預金通帳 ○保護者の所得課税証明書 ○障がい者手帳(お持ちの方) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	
38	特別児童扶養手当の受給を希望する方 ◆所得制限等の資格要件があります。 ◆精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父、母または父母に代わって養育している方が対象です。			担当課	住所変更手続 (特別児童扶養手当住所変更届) または 受給申請 (特別児童扶養手当認定請求書)	○特別児童扶養手当証書 ○同一の住所の方全員の住民票(県外から転入の場合) ※保護者・養育者等と対象児童が別住所の場合は担当課へお問い合わせください。 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照 受給申請の場合は、状況に応じて必要なものが異なりますので、担当課にご相談ください。	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
39	障害福祉サービス受給者証等をお持ちの方 ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証			担当課	受給申請 (支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書)	○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○受給者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327	
40	障がいや難病等により受けられる各種助成や障害福祉サービス等についてご相談したい方			担当課	担当課へご相談ください。(各種助成や障害福祉サービス等の内容、該当となる要件についてご説明します。)		可		
41	重度心身障害者医療費助成の受給申請をする方 (所得制限等の資格要件があります。) 次のいずれかに該当する方 ◆身体障害者手帳1～3級 ※3級は、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害に限ります。 ◆愛護(療育)手帳A ◆精神障害者保健福祉手帳1級			(発券)・担当課	資格認定申請 (青森市重度心身障害者医療費受給資格認定(更新)申請書)	○障がい者手帳 ○障がい者手帳をお持ちの方の健康保険被保険者証 ○障がい者手帳をお持ちの方または保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一世帯全員分の所得課税証明書)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 駅前庁舎では障がい者支援課にて手帳の等級を確認した後、国保医療年金課でのお手続となります。浪岡庁舎ではいずれも健康福祉課でのお手続となります。国民健康保険に加入する方は、加入手続後に重度心身障害者医療費助成の手続をしてください。 18歳に達する年度末までの児童がいる父または母が心身の障がいをお持ちの場合、ひとり親の場合または中学生以下のお子さんがある場合は、他の医療費助成制度に該当することがあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319 ↓ (等級が該当する場合) 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	職 員 使 用 欄	総合 窓口	手 続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	代 理 人 手 続 に よ り し ま し た お 手 続 し て く だ さ い	後 日 お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
妊娠している方									
42	★ 妊婦健診の申請をする	転記	8	申・ 交付	交付申請 (青森市妊婦健康診査受診 票交付申請書)	○母子健康手帳 ※あおり親子はぐくみプラザ (元気プラザ内) でも手続 ができます。	可	青森市保健所(1階) あおり親子はぐく みプラザ (母子保健チーム) ☎017-718-2984	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
就学前のお子さんがある方									
43	★ 乳幼児健康手帳(予防接種予診 票)の交付申請をする	転記	9	申・ 交付	交付申請 (予防接種交付申請書)	○母子健康手帳 ※あおり親子はぐくみプラザ (元気プラザ内) でも手続 ができます。	可	青森市保健所(1階) あおり親子はぐく みプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2986	
44	★ フッ素塗布受診票の交付申請を する (1歳6か月健診を受診済みで3歳 の誕生日までのお子さんがある)	転記	10	申・ 交付	交付申請 (フッ素塗布受診票申請 書)	※あおり親子はぐくみプラザ (元気プラザ内) でも手続 ができます。	可	青森市保健所(1階) あおり親子はぐく みプラザ (母子保健チーム) ☎017-718-2983	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
45	乳幼児健診の対象となる (4歳未満のお子さんがある)			説明	受診状況確認および申込	担当課へ電話でご連絡ください。対象年齢や実施時期等 の詳細についてご説明いたします。	可		
46	保育所、幼稚園、認定こども園 等の利用を希望する			担当 課	利用及び認定手続 (教育・保育給付認定申請 書兼保育所等利用申込 書、施設等利用給付認 定・変更申請書)	利用施設や要件等により必要書類が異なりますので、申 請前に電話等で担当課へお問い合わせください。	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援チーム) ☎017-734-5330	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
小学生のお子さんがある方									
47	放課後児童会の入会を希望する ◆保護者が就労等により、日中家庭にいない 児童が対象です。			担当 課	入会手続 (放課後児童会入会申込 書)	○保護者の就労状況等が確認できるもの(保護者の就労 証明書、保険証(被扶養者以外)の写し等)	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
48	放課後子ども教室の入会を希望 する ◆保護者の就労に関係なく1~6年生まで入会 でき、児童の自主的な学習(宿題や読書な ど)が中心となります。			説明	入会手続 (放課後子ども教室参加登 録申込書)	○申請用紙(市のホームページに掲載しているほか、各 小学校の放課後子ども教室にあります。)	不可	駅前庁舎(3階) 文化学習活動推進課 ②番窓口 (青少年チーム) ☎017-718-1384	
転校する学校の放課後子ども教室で申請をしてください。									

子ども

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員使用欄 総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た お 手 続 し て く だ さ い	後 日 お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
中学生までのお子さんがある方									
49	保護者の加入 保険が国保			資格認定申請 (青森市子ども医療費受給 資格認定更新申請書)	○おさんの健康保険被保険者証 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ○所得課税証明書 (1月から7月までに申請する場合は前年の1月1日に住所 があった市区町村で、 8月から12月までに申請する場合はその年の1月1日に 住所があった市区町村で、 取得してください。ただし、いずれの場合も1月1日に 青森市に住所があった方は取得の必要がありませ ん。)	可			
50	子ども医療費助成 の受給申請をする ◆0歳から中学校3年生の 子どもを養育している 保護者に対して保険診 療分の医療費自己負担 額を助成します。 所得制限等の資格要件 があります。	当日受付は転記	申・補 助 (発 券)	★ 保護者の加入 保険が国保以 外で、受給者 証を後日郵送 で交付を希望 する	父か母が心身の障がいをお持ちの場合またはひとり親の場合は、他の医療費助成制度に該当する ことがあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
51	保護者の加入 保険が国保以 外で、受給者 証の即日交付 を希望する		申・補 助 (発 券)	国民健康保険に加入する方は、加入手続後に子ども医療費助成の手続をしてください。		可			
52	児童手当の認定請 求をする ◆中学校修了前の児童 を養育している方に支 給されます。 月額(児童一人につき) 3歳未満 15,000円 3歳～小学生第1子・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円 所得制限限度額以上 5,000円	当日受付は転記	申・受 付	★ 世帯全員の転 入で、 受給者を変更 しない	認定請求手続 (児童手当・特例給付認定 請求書) 請求者の ○健康保険被保険者証 ○普通預金通帳 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は15ページ参照 ※以上のほか、請求者の状況に応じて添付書類(年金加入 証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくは 担当課へお問い合わせください。	可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
53	上記のいづれ にもあてはま らない		担 当 課	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へご相談ください。		可			

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	職 員 使 用 欄	総合 窓口	手 続	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)	よ り 理 手 続 に	し ま し た	お 手 続 し て く だ さ い	後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
小学生または中学生のお子さんがある方											
54	市立小・中学校の転校手続 ◆特別支援学級に在籍のお子さんの転校の場合は、担当課へご連絡ください。		★ 学区内通学を希望する	転校手続 ①転入学通知書 ②在学証明書 ③教科用図書給与証明書 ①は転入届出をした際に交付します。②・③は前住所地で通学していた学校から交付されます。①～③の書類を転校先の学校へ持参し、手続をしてください。手続は保護者の方に限ります。	不可				駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 支所等		
55			★ 学区外通学を希望する (変更できる条件があります。)	指定変更手続 (小中学校指定変更申立書) 希望する理由により必要なものが異なりますので、詳しくは担当課窓口でご相談ください。	一部可				駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003	
56	就学援助の受給を希望する ◆経済的な理由により就学が困難なお子さんの保護者に、学用品費等の経費の一部を援助します。対象となる要件があります。			受給申請 (就学援助費申請書(世帯票)) 申請用紙は各小・中学校にあります。 転校する学校で、申請の手続をしてください。	一部可				駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414		
57	定期予防接種の対象年齢のお子さんがある ◆日本脳炎第2期(9歳以上13歳未満) ◆二種混合(11歳以上13歳未満)			交付申請 ○母子健康手帳 日本脳炎第2期は小学校3年生の後半、二種混合は小学校5年生の後半に学校を通じて予診票を配付しています。配付時期以降に転入されたかたは担当課へお問い合わせください。配付時期以前に転入されたかたは担当課での手続は不要です。	可				青森市保健所(1階) あおもり親子はぐくみプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2986	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114	
小学校または中学校に新入学されるお子さんがいる方											
58	市立小・中学校の新入学手続			入学通知書の交付手続 ※担当課窓口またはお電話でご連絡ください。 <受付期間> 小学校：入学前年度の10月中旬～入学式前日 中学校：入学前年度の1月中旬～入学式前日 ※詳細な時期については、お問い合わせください。手続は保護者の方に限ります。	不可				駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003	
小児慢性特定疾病医療費助成を受給している											
59	小児慢性特定疾病医療費医療受給者証をお持ちのお子さんがある			受給申請 (青森市小児慢性特定疾病医療支給認定申請書) ○前住所地の市区町村から発行された小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ○世帯全員のマイナンバーがわかるものと手続に来られる方の本人確認書類(持参している場合) ※詳細は15ページ参照 ※以上のほか、加入している保険により必要なものが異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可				青森市保健所(1階) あおもり親子はぐくみプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2987	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114	

子
ど
も

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	代理人による手続に しました 完了した お手続きして 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)		
ひとり親家庭等に該当する方										
子 ど も	60	<p>ひとり親家庭等医療費助成の受給申請をする</p> <p>◆所得制限等の資格要件があります。 ◆申請および受給は、支給対象の児童が18歳に達する年度末までです。 ◆父または母が心身の障がいをお持ちの家庭も対象となることがあります。</p>		<p>資格認定申請 (青森市ひとり親家庭等医療費受給資格認定更新申請書)</p>	<p>○保護者と児童の健康保険被保険者証 ○児童が含まれた戸籍謄本 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一住所の方全員の所得課税証明書)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。</p> <p>国民健康保険に加入する方は、加入手続後にひとり親家庭等医療費助成の手続をしてください。</p>	可	<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5346</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153</p>		
	61	<p>児童扶養手当の受給申請をする</p> <p>◆申請および受給は、支給対象の児童が18歳に達する年度末までです。 ◆所得制限等の資格要件があります。</p>		<p>住所変更手続 (児童扶養手当住所変更届【転入】) 認定請求手続 (児童扶養手当認定請求書)</p>	<p>支給要件等により必要書類が異なりますので、申請前に担当課へお問い合わせください。</p> <p>転入した日から14日以内に手続をしてください。</p>	不可	<p>駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113</p>		
	62	<p>★ 青森市母子父子寡婦福祉資金の借主・連帯借主・連帯保証人</p>	当日受付は転記	16	不要	<p>住所変更手続 (氏名等変更届)</p>	<p>○届出人の認印(自署する場合は不要です。)</p>	可		
そ の 他	63	<p>★ 犬の登録をしている方</p>	当日受付は転記	17	申・受付	<p>登録手続 (登録事項変更届)</p>	<p>○犬の鑑札 ○狂犬病予防注射のお知らせハガキ ※以上のうち、いずれかをお持ちください。</p>	可	<p>青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140</p>
	64	<p>★ ごみの収集日程表を希望する方</p>			配付	<p>【青森地区】 住所異動の手続の際に限り、町会等別ごみ収集日程表(清掃ごよみ)を駅前庁舎市民課および支所・情報コーナーでも配付しています。紛失時やその他の場合は担当課へお問い合わせください。 【浪岡地区】 「家庭ごみの正しい出し方」を浪岡庁舎市民課で配付しています。</p>	可	<p>駅前庁舎(3階) 清掃管理課 ⑩番窓口 (廃棄物・リサイクルチーム) ☎017-718-1179</p> <p>支所等</p>		

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職 員 使 用 欄 総 合 窓 口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た お 手 続 し て 後 日 お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
65	郵便物の転居届について ◆旧住所あての郵便物および荷物を1年間 新住所へ転送します。		配付	各郵便局(簡易郵便局を除く)、駅前庁舎市民課、浪岡庁舎市民課、各支所・情報 コーナーにあるハガキに必要な事項を記入し、ポストに投函してください。		可	青森中央郵便局 ☎017-775-1623(代) 青森西郵便局 ☎017-781-5597(代)	
66	原動機付自転車、小型特殊自動 車を所有している方		担当課	登録申請 (軽自動車税(種別割)申告 (報告)書兼標識交付申請 書)	○前住所地が発行した廃車証明書 ○届出人の本人確認書類(運転免許証等)	可	駅前庁舎(2階) 市民税課 ③番窓口 (諸税チーム) ☎017-734-5192	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-2番窓口 (証明チーム) ☎0172-62-1186
67	青森市内に固定資産(土地・家 屋)を所有している方		担当課	固定資産課税台帳の住所 変更手続 (変更申告書)	○本人確認書類(運転免許証等) ※本人または同居の親族に限り、電話での手続も可能で す。 (納税通知書記載の整理番号、所有者の氏名、前住所・ 現住所が必要です。)	可	駅前庁舎(2階) 資産税課 ⑤番窓口 (管理調整・償却資産 チーム) ☎017-734-5200	
68	青森県交通災害共済に加入する 方 ◆交通事故による災害の程度に応じて見舞金 を支給する共済制度です。		担当課	加入手続 (青森県交通災害共済加入 票)	○会費 年間1人350円 翌年度の予約加入は、2月1日から3月31日までです。	可	駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (交通安全推進チーム) ☎017-734-5258 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
69	青森市営住宅に既にお住まいの 方と同居する方		担当課	同居承認申請 (市営住宅同居承認申請 書) (市営住宅同居親族異動 届)	○世帯主と転入者の認印 ※このほか、必要なものがある場合がありますので、詳 しくは市営住宅指定管理者へお問い合わせくだ さい。	可	駅前庁舎(3階) ⑩番窓口 市営住宅指定管理者 協同組合タックン ☎017-734-2381	浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167
70	霊園を使用している方 ◆三内霊園 ◆月見野霊園 ◆八甲田霊園 ◆浪岡墓園		説明	住所変更手続	担当課へ電話またはFAXでお知らせください。 (墓地の区画番号、使用権者の氏名、前住所、現住所、電 話番号が必要です。)	可	駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277 FAX017-734-5256	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
71	各種がん検診等を希望する方		説明	受診方法や料金等の詳細は、担当課へお問い合わせください。		可	青森市保健所(1階) 健康づくり推進課 (健康推進チーム) ☎017-718-2918	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員 使用 窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ 理 手 続 に し ま し た	完 了 し た	お 手 続 し て 後 日 に お き か せ ま す	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
									支所等	
72	風しん抗体検査・風しん予防接種を希望する方①			【風しん抗体検査】 対象者(左記の他に要件あり)、受診方法等の詳細は、担当課へお問い合わせください。					青森市保健所(1階) 感染症対策課 (調査・調整チーム) ☎017-765-5282	
73	◆妊娠を希望する方およびその配偶者等 ◆風しん抗体価が低い妊婦の配偶者等			【風しんワクチン接種費用助成】 対象者(左記の他に要件あり)、接種方法、申請方法等の詳細は、担当課へお問い合わせください。		可			青森市保健所(1階) あおもり親子はぐくみプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2986	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
74	風しん抗体検査・風しん予防接種を希望する方② ◆S37.4.2～S54.4.1生まれの男性の方			【風しんの追加的対策事業(対象者:S37.4.2～S54.4.1生まれの男性の方)】 風しん抗体検査・風しん予防接種の無料クーポン券を交付しますので、申請方法等の詳細は、担当課へお問い合わせください。					青森市保健所(1階) あおもり親子はぐくみプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2986	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
75	水道の使用について			水道使用開始申込書(郵便受け等に入れてある「新入居者へのご案内」の中のハガキ)に必要な事項を記入し、郵便ポストに投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は担当課へご連絡ください。(浪岡地区の水道を使用する際は上下水道課へご連絡ください。)		可			企業局水道部本庁舎(1階) 水道部営業課 (検針チーム) ☎017-734-4281	浪岡庁舎(1階) 上下水道課 ⑤番窓口 (水道チーム) ☎0172-62-1143
76	浄化槽を使用する方			浄化槽管理者変更報告書 変更の日から30日以内	浄化槽の管理者が変更になった場合は、手続が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。	可			駅前庁舎(3階) 廃棄物対策課 ⑬番窓口 (廃棄物対策チーム) ☎017-718-1086 FAX: 017-718-1166	
77	市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の口座振替を希望する方			口座振替申込手続 (青森市市税等口座振替依頼書)	○口座振替者の通帳 ○口座振替者の金融機関届出印 ※お近くの金融機関等の窓口でも手続できます。また、申込日により振替開始時期が異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可			駅前庁舎(2階) 納税支援課 ⑨番窓口 (収納管理チーム) ☎017-734-5220	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-1番窓口 (収納チーム) ☎0172-62-1141
78	新型コロナウイルスワクチン接種を希望する方				新型コロナウイルスワクチンの接種券を交付しますので、申請方法等の詳細は、担当課へお問い合わせください。(接種済みの方は除きます。)	可			青森市保健所 感染症対策課 ☎017-764-6539または017-718-2852	

その他

- ・「本人による手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。（手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。）
ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- マイナンバーカード
- 通知カード（令和2年5月25日以降も、氏名住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できます。）
- 個人番号通知書 など



B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳など）
- 次の書類のうち2種類を提示（・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
・官公署等から発行された（A）氏名、（B）住所または生年月日が記された書類）

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課(総合窓口)（平日 8:30～18:00）※土曜日・第二日曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)、マイナンバーカードの交付(事前予約が必要)のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課（平日 8:30～18:00） ※土曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・支所(浜館、奥内、原別、後潟、野内)、情報コーナー(中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田)（平日 8:30～17:00）

※いずれの窓口も年末年始(12月29日～翌年1月3日)はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越しに伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日にも各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせ
いただくか、青森市ホームページをご参照ください。

令和3年7月15日更新